

厳格化する米国の輸出管理法令

2019年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所

はじめに

米国のトランプ政権は2018年8月、「2019年度国防授權法」の一部として「2018年輸出管理改革法（ECRA）」を制定し、今後の輸出管理に関する基本方針を明らかにするとともに、従来の輸出管理規則（EAR）の内容を一部更新しました。

その背景には、技術の進歩に伴い、民生用と軍事用の技術の境目が曖昧になっている中、米国の安全保障にとり重要な技術の国外への流出をより厳格に管理すべき、とする米政権の問題意識が存在します。また、ECRAの趣旨として「米国の安全保障のためには、科学、技術、工学、製造部門などにおいて、米国がリーダーシップを維持することが必要」と規定しているように、米国の知的財産を他国の関係者が不正に入手することを防ぐ狙いもあります。

ECRAではこうした米政権の問題意識を踏まえ、これまで輸出管理の対象に含まれていなかった「新興・基盤的技術（emerging and foundational technologies）」なども、今後、輸出管理の対象とする方針を明らかにしています。「新興・基盤的技術」の詳しい定義に関しては、2019年8月末時点では、米商務省が中心となって策定している最中ですが、バイオテクノロジー、人工知能（AI）・機械学習技術、ロボット工学なども対象になるとみられ、これら技術を活用してビジネスを行っている日系企業に対する影響も想定されることです。

EARでは、米国からの直接の輸出のみならず、ある国を介して第三国に輸出する「再輸出」、米国内や第三国で外国人に対して「技術」やソースコードを開示する「みなし輸出・みなし再輸出」についても規制しています。米政府は、再輸出について今後、厳しく取り締まる方針を示しているほか、技術のみなし輸出には、モノの管理とはまた異なった管理コストを要することが見込まれます。

本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て、今後強化されることが見込まれる輸出管理に備えるための参考資料となるよう、現在の輸出管理の具体的な運用実態について、過去の違反事例なども検証しながら、情報提供することを目的として作成しました。本レポートが米国とビジネスを行う方々にとって輸出管理業務を行う上での一助となれば幸いです。

2019年9月

ジェトロ・ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

目 次

I.	基本的背景・全体像	1
A.	米国の輸出・再輸出等管理の全体像	1
II.	輸出管理改革法の概要	3
A.	輸出管理改革法 全体の構成	3
B.	輸出管理法（ECA）のポイント	3
C.	新興技術および基盤的技術の特定とその輸出管理	7
1.	新たな規制対象分野としての新興技術および基盤的技術	7
2.	新興技術および基盤的技術を特定するための手続き	7
3.	新興技術に関する公告	8
4.	新興技術および基盤的技術の特定に関する今後の手続	11
5.	新興技術および基盤的技術の輸出管理の一般原則	11
6.	新興技術および基盤的技術の管理における多国間の輸出管理レジームとの関係	12
7.	ECA の罰則規定	13
8.	ECA の執行	13
III.	輸出管理規則の概要	15
A.	輸出管理規則とは	15
B.	EAR による輸出規制の基本原則	16
C.	EAR により規制の対象となる者や取引の範囲	17
D.	EAR の対象となる品目とは	18
E.	EAR の対象外の品目	19
F.	デミニミス（希少割合）ルール（De Minimis Rule）	21
G.	米当局による事前許可取得要否の判断	21
H.	輸出管理分類番号（Export Control Classification Number：ECCN）	22
I.	最終仕向地（ultimate destination）	23
J.	最終用途（end use）、最終使用者（end user）	23
K.	禁輸対象国・地域向け、およびその他の輸出・再輸出の規制	24
L.	EAR 違反を承知で行う取引の禁止	25
M.	許可例外（License Exceptions）	26
N.	EAR の対象品目となるか否か、および、輸出等に際しての事前許可取得要否の判断	26
IV.	輸出管理規則等の運用実態	27
A.	輸出管理法令の執行等について	27
B.	最近の法令執行の具体例	29
1.	David Russell Levick（オーストラリア人男性）による違反	29
2.	華為技術（Huawei：中国企業）による米国法令違反の疑いに基づく起訴	31
3.	中興通説（ZTE：中国企業）による違反	31
4.	Fokker Services（オランダ企業）による違反	35
5.	Aramex Emirates（アラブ首長国連邦の運送会社）による違反	37

I. 基本的背景・全体像

A. 米国の輸出・再輸出等管理の全体像

米国では、複数の法令に基づき、多様な行政機関が米国からの（または米国を経由する）様々な製品の輸出や（外国経由の）第三国への再輸出、米国外での移転等を管理、規制しています。米国の輸出、再輸出等の取引に関する管理体制の全体像は、具体的には以下のとおりとなっています。

1. 防衛関連製品、防衛関連サービス等の輸出管理

武器輸出管理法（Arms Export Control Act、「AECA」）¹により、米国軍需物資リスト（U. S. Munitions List）²に掲載されている品目に該当する防衛関連製品（defense articles）および防衛関連サービス（defense services）の輸出管理は、国務省の防衛取引管理局（Directorate of Defense Trade Controls、「DDTC」）が、武器国際取引規則（International Traffic in Arms Regulations、「ITAR」）³に基づき行っています。

2. 経済制裁の一環としての輸出・再輸出管理

敵対国との貿易に関する法（Trading with the Enemy Act）⁴や国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act、「IEEPA」）⁵、その他の経済制裁に関連する法令に基づき、米国が実施する各種経済制裁措置の一環として行われる特定国、地域、団体、個人、用途等がかかわる（輸出、再輸出を含む）製品やサービスの取引の禁止、規制、管理等は、主として財務省の外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control、「OFAC」）が行っています。

3. 原子炉に関連する製品の輸出・再輸出管理

原子炉に関連する製品（commodities related to nuclear reactor vessels）の輸出、再輸出については、改正1954年原子力エネルギー法（Atomic Energy Act of 1954, as amended、「AEA」）⁶に基づき、米原子力規制委員会（U. S. Nuclear Regulatory Commission）が行っています。⁷

4. 核燃料の生産に関する技術の輸出・再輸出管理

特殊な核燃料関連の物資の生産（production of special nuclear materials）に関連する技術（technology）の輸出、再輸出の管理については、AEA⁸に基づき、米国エネルギー省（U. S. Department of Energy）が行っています。⁹

¹ 22 USC 2778.

² 22 CFR part 121.

³ 22 CFR parts 120-130.

⁴ 50 USC app. section 1, et seq.

⁵ 50 USC 1701, et seq.

⁶ 42 USC part 2011 et seq.

⁷ 10 CFR part 110.

⁸ 42 USC part 2011 et seq.

⁹ 10 CFR part 810.

5. 特許申請等の形の技術輸出管理

特許申請書、その改訂書等などの秘密指定対象外技術の輸出管理については、米商務省による授権に基づき、米国の特許商標庁 (U.S. Patent and Trademark Office) が管轄しています。¹⁰

6. その他の米国内の産品の輸出、再輸出管理

上記の1~5のいずれにも該当しない品目の輸出、再輸出、国内移転等については、一般に「輸出管理改革法」(Export Control Reform Act、「ECRA」) および同法等に基づき制定されている「輸出管理規則」(Export Administration Regulations、「EAR」)に基づき、商務省の産業安全保障局 (Bureau of Industry and Security、「BIS」) が管理を行っています。

¹⁰ 37 CFR part 5.

II. 輸出管理改革法の概要

A. 輸出管理改革法 全体の構成

米国からの(軍民両用の品目を含む)民生品の輸出管理に関する実質的な基本法となっている輸出管理改革法 (ECRA) は、2019年度国防授權法 (John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019) の一部として、2018年8月13日に制定されました。

ECRAは、以下のとおり2部構成となっています。

第1部 2018年輸出管理法 (Export Control Act of 2018、「ECA」)

第2部 2018年反ボイコット法 (Anti-Boycott Act of 2018、「ABA」)

第1部のECAは、米国からの(軍民両用の品目を含む)民生品の輸出管理の目的や基本政策を定めるとともに、米国の輸出管理政策を具体的実施するため米大統領や商務長官に様々な権限を与えるものです。また、ECAは違反者に対する罰則等も規定しています。

第2部のABAは、物品や技術、その他の情報の輸出等に従事している「U.S. person」¹¹が、外国政府が米国の友好国に対してとっている制限的な貿易慣行またはボイコット(取引拒否)政策等への加担を禁止することなどを義務づけています。

ここでは、ECAの主要なポイントを概説します。

B. 輸出管理法 (ECA) のポイント

ECAでは、輸出管理に関する基本政策として、以下の諸原則を規定しています。

- (1) 輸出管理の手段を用いるか否かは、米国経済への影響を十分に考慮したうえで行わなければならない、輸出管理を行う場合でも、以下の目的に則り、必要最小限度とすること。
 - (a) 米国の「安全保障 (national security)」にとって不利益となる外国の潜在的軍事力に重要な貢献をし得る「品目 (items)」¹²の輸出を制限すること、および、
 - (b) 米国の「対外政策 (foreign policy)」の推進、また、米国が宣言した国際的義務を果たすために、必要とあらば、「品目 (items)」の輸出制限を行うこと。

¹¹ U.S. person とは、米国籍もしくは米国永住権を有する個人、難民または亡命者として米国滞在が認められている個人、米国内の法令に基づき設立されている法人(その外国における支店等を含む)、その他米国内の者(個人または法人の双方)を意味します。

¹² 「品目 (item)」とは、一般に産品 (commodities)、ソフトウェア (software) および技術 (technology) を意味します。

- (2) 安全保障および対外政策の観点から品目の輸出管理をし、U. S. person の特定の活動を管理する場合は、以下の目的のために行われること。
- (a) 以下の分野における品目の解除 (release) の管理・規制を行うこと。
 - (i) 大量破壊兵器または通常兵器 (conventional weapons) の拡散
 - (ii) 不確定の数または種類の通常兵器の取得
 - (iii) テロ活動
 - (iv) 米国またはその同盟国の安全を脅かす恐れのある軍事計画
 - (v) 重要なインフラストラクチャーへの重大な干渉または中断を具体的に引き起こすために行われた活動
 - (b) 米国の質的な軍事的優位性を維持すること。
 - (c) 米国の産業基盤 (industrial base) の防衛を強化すること。
 - (d) 米国の対外政策の実施 (人権保護および民主主義の推進を含む) 。
 - (e) 多国間の輸出管理体制を含む国際的な協定または取り決めに基づく義務および誓約の実行。
 - (f) 米国、北大西洋条約機構 (NATO) および他の緊密な同盟国との間の軍事的な相互運用性 (military interoperability) の促進。
 - (g) 上記のコア技術や米国に安全保障上の深刻な影響を与える可能性のある他の品目に国家安全保障統制が重点的に及ぶような調整を行うこと。
- (3) 米国の安全保障は、米国が科学 (science)、技術 (technology)、工学 (engineering) および製造セクター (イノベーションに必要不可欠な基盤的技術を含む) の分野において、米国が主導的な立場にあることを必要とする。このような主導的な立場を確保するために、グローバルマーケットで競争力のある U. S. person の人材が必要となる。米国の主導的な立場や競争力に係る本項目を実施した成果は、継続的に評価されるものとし、米国の主導的な立場に悪影響を与えることがないよう、本法の輸出規制に関連する条項に基づく規制が適用されるものとする。
- (4) 米国の国家安全保障および対外政策は、米国が、米国の政策に合致する品目の輸出管理に係る多国間の組織および協定に参加し、他の協定国にも、米国の政策に一致する輸出管理に係る政策を採用させ、一貫性のある法執行を実行できるよう適切な措置を講じることが必要である。
- (5) 輸出管理は、多国間の輸出管理制度と整合性を有するべきであり、コア技術や米国および他の協定国に安全保障上の深刻な影響を与える可能性のある他の品目に国家安全保障統制が重点的に及ぶような調整を行うこと。

- (6) 一般的に米国以外からも広く入手可能な品目に一方的に適用される輸出規制は、エンドユーザーがこれらの品目を入手することを防ぐ手段としては、あまり効果的ではない。また、一方的な輸出規制は、米国の安全保障および対外政策上、特定の利益を保護する目的で実施される場合に限定されるべきである。
- (7) 輸出管理を効果的に実施するためには、規制対象となる品目が米国内外で正確に理解されることが必要であり、規制品目の追加または削除といった定期的な更新を行うための効果的な制度を定める必要がある。
- (8) 輸出管理制度は、透明性および予測可能性が必要であることに加え、適時に更新される必要があり、また、将来の脅威に対応するための柔軟性を有している必要がある。また、輸出管理制度は、シームレスなアクセスおよび関連する国家機関および外交政策機関との間での情報共有が必要となる。
- (9) 米国の輸出管理の実施および執行は、監視、情報収集、調査に係る強力な権限、違反に対する適切な罰則、および許可されない輸出・移転等を速やかに阻止することが必要となる。
- (10) 輸出管理は、特定の国に対する重要技術の移転を含む米国への直接投資を規制する法令に基づく国家安全保障政策を補完し、国家安全保障政策の重要な要素となる。そのため、米大統領は、国防総省、国務省、エネルギー省等の長官と協力し、必要に応じて、懸念される新興技術および他の種類の重要技術を特定し、その結果として、米国人以外の者に対してこれらの技術が公表されることを防ぐための恒常的かつ強力な仕組みを構築する必要がある。このような作業のため、米国政府、産業界および学界におけるあらゆる資源および人員が活用されるべきである。これらの対応は、多国間の輸出管理体制の下で規制品目のリストを最新の状態に更新する伝統的な対応措置 (traditional efforts) と併せて講じられるべきである。

新たに制定された ECA で示された、米国の輸出管理に関する上述の基本政策は、基本的に米国のこれまでの基本政策を新法制定の機会に改めて確認したものです。ただし、今回の ECA の制定により新たに明示的に追加された基本政策として特に留意すべき点が 2 点あります。

1 点目は、国家安全保障に含まれる具体的な概念の中に「科学、技術、工学、製造部門などにおける米国の指導的立場の維持」を明示的に掲げていることです。

2 点目は、重要な基本政策として留意すべきこととして、「米国の輸出管理体制は、外国による米国への直接投資規制に関する政策や法令を補完するものである」と位置づけられたことです。これまでの米国の輸出管理体制の下では、米国外から米国内への直接投資規制を行うための法令と直接関連づけられることはありませんでしたが、新たに制定された ECA では、両者の関連性が直接明記され、重要な技術については、米国から外国への輸出管理と外国から米国への直接投資規制が両輪となって、両者がお互いに補完しあう形で外国の者への移転を管理すべきとの姿勢が明確にされました。

このように ECA のこれらの政策規定の中で、国家安全保障の概念の一部として米国の技術の指導的立場の維持という要素が法令上明文化されたことは、今後輸出管理の対象とすべき安全保障の分野を、これまでの伝統的な軍事関連や対外政策上の必要性に基づく分野にとどまらず、技術的優位性維持の観点から必要な分野まで拡大していくとの国家の意志表明として位置づけることができます。

C. 新興技術および基盤的技術の特定とその輸出管理

1. 新たな規制対象分野としての新興技術および基盤的技術

ECA では、今後米国が新たに輸出規制の対象とする分野として、米国の国家安全保障にとり「不可欠 (essential)」な「新興技術 (emerging technologies)」および「基盤的技術 (foundational technologies)」という概念が新たに導入されました。そしてこれら技術を特定していくための手続きを定めるとともに、特定された新興技術または基盤的技術の輸出、再輸出、(同一国内)移転等を適切に管理するための規則を策定することを、米大統領および商務長官に義務づけています。なお、ECAにおける「新興技術」または「基盤的技術」には、他の法令で「極めて重要な技術 (critical technologies)」として特定されていることにより規制対象となっているものは除くとされています。以下、新興技術および基盤的技術の特定のための手続き並びにそれら技術の輸出管理等にあたっての基本方針につき、順を追って概説します。

2. 新興技術および基盤的技術を特定するための手続き

ECA では、新興技術および基盤的技術の特定は、米大統領の主導の下で、連邦の関係省庁間の協議を通じて行われなければならないとされています。そして、関係省庁間で協議を行う際には、一般から得られる (公開) 情報、国家情報長官 (Director of National Intelligence)、外国投資委員会 (CFIUS) の審査等により得られる情報、「新興技術および研究諮問委員会 (Emerging Technology and Research Advisory Committee)」等の商務長官が設立する諮問委員会などを含む複数の情報源から得られる情報を検討しなければならないとされています。

また、特定の技術を米国の国家安全保障にとって不可欠な新興技術または基盤的技術として管理の対象とすべきか否かの判断を行う際には、以下の要素を考慮しなければならないとされています。

- (a) 外国における新興技術および基盤的技術の開発の程度、
- (b) 米国が輸出管理等を行った場合、米国内のそのような技術の開発に及ぼし得る影響、および
- (c) 米国の輸出管理等が、新興技術または基盤的技術の外国への拡散制限にもたらす効果。

ECA はさらに、米国が輸出管理の対象とする新興技術および基盤的技術を特定するための手続きの一環として、一般に対して事前に公示し、コメントを求める期間を設けなければならないとしています。

3. 新興技術に関する公告

BIS は、上述の ECA の事前公告・コメント期間の設定に関する規定を踏まえ、2018 年 11 月 19 日付官報に、新興技術および基盤的技術のうち、まず、新興技術の特定に関する公告を行い一般からのコメントを求めました。¹³

より具体的には、BIS は同公告で、新興技術の定義およびそれを特定するための基準 (criteria) をどうすべきかにつき、一般からのコメントを求めました。BIS は、一般からのコメントを求めるための「たたき台」として、現在すでに輸出管理規則 (EAR) の対象となるもので、かつ、禁輸国、国際テロ支援国、特定の用途または最終使用者に対する制限の観点から、輸出等が管理されている技術の種類 (categories) のリストを示しました。さらに BIS としては、新興技術の定義に関する規則制定の一環として、例えば、「基礎研究 (fundamental research)」¹⁴の分野など、現在 EAR の対象外とされている分野にまで BIS の管轄権限を拡張・拡大することは求めていないとしています。また BIS は、この一般からのコメントを求める手続きにより、すでに Commerce Control List (CCL)¹⁵で具体的に規定され、管理対象となっている技術の内容を変更することを求めるものではなく、そのような技術に対する管理内容の変更は、これまでどおり、輸出管理に関する多国間のレジームまたは米国内の関係省庁間による審査手続きを通じて、調整していく旨述べています。

BIS は、2018 年 11 月 19 日付の公告で、ECA で輸出管理の対象とすべきと規定されている他の技術、すなわち、米国の国家安全保障にとり重要となり得る「基盤的技術」の特定については、別途一般からのコメントを求めるための公告を行うとしています。同時に、新興技

¹³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-11-19/pdf/2018-25221.pdf>

¹⁴ EAR の Sec. 734.8 では、基礎研究の結果により生まれたもので公表 (出版)されることを意図した技術またはソフトウェアについては、EAR の対象とはならない (EAR に基づく輸出管理の対象外となる)旨規定しています。この文脈の中で、Sec. 734.8 (c)では、基礎研究につき、以下のとおり定義しています。

Fundamental research means research in science, engineering, or mathematics, the results of which ordinarily are published and shared broadly within the research community, and for which the researchers have not accepted restrictions for proprietary or national security reasons.

¹⁵ EAR では、一般に規制対象の品目として事前許可 (ライセンス) の取得が義務づけられるものをカテゴリ一別に分類し、一覧表のリストとして添付しています。このリストは Commerce Control List (「CCL」) と呼ばれており、EAR の一部 (Part 774) となっています。

術の特定に関する同日付の公告に対するコメントの一環として、新興技術と基盤的技術を分離して扱うことの適否についても、一般からのコメントを求めるとしています。

BIS は、上述の説明を行ったうえで、商務省が米国の国家安全保障にとり不可欠な特定の新興技術が存在するか否かを現時点で決定しようとしている一般的な技術の種類 (general categories of technologies) の代表例として、以下のリストを公表しました。

- (a) 以下のものを含む生命工学 (biotechnology)
 - (i) ナノバイオロジー (nanobiology)
 - (ii) 合成生物学 (synthetic biology)
 - (iii) ゲノム工学 (genomic engineering) および遺伝子工学 (genetic engineering)
 - (iv) 神経技術 (neurotech)

- (b) 以下のものを含む人工知能 (AI) および機械学習技術 (machine learning technology)
 - (i) 神経回路網および深層学習
(脳の模型 [brain modelling]、時系列予測 [time series prediction]、分類 [classification] 等)
 - (ii) 進化的計算 (evolution computation) および遺伝的計算 (genetic computation)
(遺伝的アルゴリズム [genetic algorithms]、遺伝的プログラミング [genetic programming] 等)
 - (iii) 強化学習 (reinforcement learning)
 - (iv) コンピュータ・ビジョン (computer vision)
(物体認識 [object recognition]、画像認識 [image understanding] 等)
 - (v) エキスパートシステム (expert systems)
(意思決定サポートシステム [decision support systems]、教育システム [teaching systems])
 - (vi) 発話処理 (speech processing) および音声処理 (audio processing)
(音声認識・音声生成 [speech recognition and production] 等)
 - (vii) 自然言語処理 (natural language processing)
(機械翻訳 [machine translation] 等)
 - (viii) プラニング (planning)
(スケジューリング [scheduling]、ゲームプレイニング [game playing] 等)
 - (ix) 音声加工技術 (audio manipulation technologies) および映像加工技術 (video manipulation technologies)
(音声クローニング [voice cloning]、ディープフェイク [deepfakes])
 - (x) 人工知能クラウド技術 (AI cloud technologies)
 - (xi) 人口知能チップセット (AI chipsets)

- (c) 測位システム技術 (Position, Navigation, and Timing [PNT] Technology)

- (d) 以下を含むマイクロプロセッサ技術 (Microprocessor technology)
 - (i) システムオンチップ (Systems-on-Chip : SoC)
 - (ii) スタック・メモリー・オンチップ (Stacked Memory on Chip)
- (e) 以下を含む先端コンピュータ技術 (Advanced computing technology)
 - (i) メモリーセントリック・ロジック (Memory-centric logic)
- (f) 以下を含むデータ分析技術 (data analytics technology)
 - (i) 視覚化 (Visualization)
 - (ii) 自動分析アルゴリズム (Automated analysis algorithms)
 - (iii) 文脈把握コンピューティング (Context-aware computing)
- (g) 以下を含む量子情報・センシング技術 (quantum information and sensing technology)
 - (i) 量子コンピュータ (quantum computing)
 - (ii) 量子暗号 (quantum encryption)
 - (iii) 量子センシング (quantum sensing)
- (h) 以下を含む物流管理技術 (logistics technology)
 - (i) 移動式電力 (mobile electric power)
 - (ii) モデリング (modeling) およびシミュレーション (simulation)
 - (iii) 総資産可視化 (total asset visibility)
 - (iv) 物流管理システムに基づく流通 (distribution-based Logistics Systems : DBLS)
- (i) 積層造形 (Additive manufacturing) (3D 印刷等)
- (j) 以下を含むロボット工学 (Robotics)
 - (i) マイクロ・ドローン (micro-drone) およびマイクロ・ロボット・システム (micro-robotic systems)
 - (ii) スワーミング技術 (swarming technology)
 - (iii) 自己集合性のロボット工学 (self-assembling robots)
 - (iv) 分子ロボット工学 (molecular robotics)
 - (v) ロボットコンパイラ (robot compilers)
 - (vi) スマートダスト (smart dust)
- (k) 以下を含むブレイン・コンピュータ・インターフェイス (brain-computer interfaces)
 - (i) 神経制御インターフェイス (neural-controlled interfaces)
 - (ii) マインド・マシーン・インターフェイス (mind-machine interfaces)
 - (iii) ダイレクト神経インターフェイス (direct neural interfaces)
 - (iv) ブレイン・マシーン・インターフェイス (brain-machine interfaces)
- (l) 以下を含む極超音速 (hypersonics)
 - (i) 航空制御アルゴリズム (flight control algorithms)
 - (ii) 推進技術 (propulsion technologies)
 - (iii) 熱防御システム (thermal protection systems)

- (iv) 特殊材料 (specialized materials)
(構造 [structures]、センサー [sensors] 等のためのもの)
- (m) 以下を含む先端材料 (Advanced Materials)
 - (i) アダプティブ・カモフラージュ (adaptive camouflage)
 - (ii) 工業用繊維品 (functional textiles)
(高度な繊維 [advanced fiber]、繊維技術等 [fabric technology])
 - (iii) バイオ素材 (Biomaterials)
- (n) 以下を含む先端監視技術 (advanced surveillance technologies)
 - (i) 顔認識技術 (faceprint technologies) および声紋技術 (voiceprint technologies)

4. 新興技術および基盤的技術の特定に関する今後の手続

新興技術については上記3で述べたとおり、BISは、ECAの規定に従い2018年11月19日に管理の対象とすべき一般的な代表的技術分野のリストを公表しましたが、一般からのコメント提出期間は、2019年1月10日に終了しました。現在商務省では、一般から出されたコメントを踏まえ、関連各省庁との協議を行っているものと思われます。

基盤的技術については、2019年7月31日現在、一般からのコメントを求めるための公告はなされていません。現時点では、BISが新興技術に関して行った公告に対し、一般から提出されたコメントを分析しつつ、基盤的技術を特定するための公告の原案を準備しているものと推測されます。

一般からのコメントを踏まえ、新興技術および基盤的技術の具体的内容が米連邦関係政府機関の間で協議された後、商務省は特定された新興技術および基盤的技術に関する具体的な管理基準を規定する行政規則の案を公告するとともに、同行政規則案を仮の規則として、それらの技術に対する輸出管理を実際に施行していくものと推測されます。法令上、特定の期日までに新興技術や基盤的技術の特定をしなければならない旨は規定されておらず、また、BISからも今後の具体的なスケジュールは公表されていませんので、具体的にいつ頃、新興技術や基盤的技術の特定作業が終了することとなるのかは現時点で予測できません。

5. 新興技術および基盤的技術の輸出管理の一般原則

ECAでは、上記2~4の手続きにより、輸出管理の対象として特定された新興技術および基盤的技術については、適切な輸出管理をすべく、米商務長官がこれらの技術の輸出等に対して事前の許可(輸出ライセンス等)を得ることを義務づける等の暫定的な措置をとることを含め、必要な手続きを整えることとされています。また、対象技術に対し適切な管理を行

うにあたっては、米国からの輸出制限対象国のリストや、可能性のある最終用途または最終使用者を考慮しなければならないとされています。ただし最低限でも、これらの技術を、米国が禁輸対象としている国（武器禁輸対象国を含む）へ輸出・再輸出等する場合には、事前許可を義務づける制度にしなければならないとされています。

なお ECA では、輸出等の対象となる技術の輸出管理が別途法令で明示的に禁止されている場合には、当該技術に対して ECA に基づいて輸出管理をしてはならないとしています。また、以下のいずれかに該当する場合も、商務長官は当該技術の輸出に際して事前許可（ライセンス）の取得を求めることは義務づけられないとしています（すなわち、商務省の裁量で事前許可の取得を求めない制度とすることも認められます）。

- (a) 完成品目の販売もしくは使用許諾（ライセンス）およびそれに付随する技術の提供（もし、取引の当事者となっている U.S. person が、顧客、ディストリビュータ、または再販者に対して一般に完成品目やそれらに付随した技術を提供しているのであれば）、
- (b) 製品およびインテグレーションサービスまたはそれに類似のサービスの販売先または使用許諾先への提供（もし、取引の当事者となっている U.S. person が、顧客に対して一般にそのようなサービスを提供しているのであれば）、
- (c) 機器の移転およびそれを作動させるための関連技術の提供（ただし、そのような移転により機器を使用する外国の者が「極めて重要な技術（critical technologies）」を生産する結果となり得ない場合）、
- (d) 取引の当事者となっている U.S. person による、取引の当事者となっている外国の者からの、物品またはサービス（製造サービスを含む）の調達（もし、外国の者が、調達される製品またはサービスを供給すること以外に、U.S. person が（そのような調達に関連して供出する）技術を利用する諸権利を得ない場合）、または、
- (e) 取引の当事者となっている U.S. person による、業界団体への、規格（standard）または仕様（specification）に関連する（検討中のものであろうと、宣言されたものであるとを問わない）何らかの貢献またはそれに関連する支援（規格機関の規則に従った許諾または許諾をすることへのコミットを含む）。

6. 新興技術および基盤的技術の管理における多国間の輸出管理レジームとの関係

ECA では、上記を踏まえて特定された新興技術および基盤的技術については、國務長官が、米国が参加している、当該技術に関連する多国間輸出管理レジームによっても、輸出管理対象リストに含まれるよう提案しなければならないとしています。さらに、米国が新興技術または基盤的技術を管理対象リストに含めることを提案した時点から 3 年が経過しても、多国間輸出管理レジームのリストに当該技術が追加されない場合、関連の米国行政機関の長は、

米国の安全保障の観点からそのような技術を米国が一方的に管理し続けることが適切かどうか、決定することができるかとされています。

したがって、仮に米国が特定の新興技術または基盤的技術を、米国の判断で輸出管理等の対象とするとの決定を行い、多国間の輸出管理レジームを通じて米国の同盟国等にも同様の技術を輸出管理の対象とすることを働きかけても、当該輸出管理レジームの他のメンバー国が同調しなければ、米国自身が、同盟国の支援の得られない特定技術の輸出管理を米国のみが一方的に行うことは米国の安全保障の利益に資することにはならないとの判断をし、当該技術の一方的管理を停止または終了する可能性があります。

7. ECA の罰則規定

ECA では、一般に、同法の規定に違反した者、違反しようとした者（未遂行為）、共謀して違反行為を行った者、他人に違反行為をさせた者は、以下の刑事罰、または、民事罰が科され得る旨規定しています。

(a) 刑事罰

故意に違反をしたもの、違反しようとした者、共謀して違反行為を行った者、または、他人に違反行為をさせた者に対しては、違反行為 1 件ごとに、

- (i) 100 万ドルを超えない罰金、または
- (ii) 20 年を超えない禁固刑、または
- (iii) 上記 (1) および (2) の併科。

(b) 民事罰

ECA、同法に基づく行政規則、命令、許可（ライセンス）の内容に違反した者に対しては、違反行為 1 件ごとに、

- (i) 30 万ドルもしくは違反対象の取引の額の 2 倍のいずれか高い金額の罰金、
- (ii) 許可（ライセンス）の取り消し、または、
- (iii) ECA により管理されている品目の（違反者による）輸出、再輸出もしくは国内移転の禁止。

8. ECA の執行

ECA の法執行に関連する規定では、同法の実効性を確保するために、様々な捜査を行うための権限が商務長官および法執行当局に与えられています。その一環として、商務省による秘密捜査（undercover investigations、俗に言う「おとり捜査」）や、法執行令状の発行を行うことが認められています。さらに、商務省の発行する令状に従わない者等に対しては、連邦地方裁判所の不服従者に対する管轄権を認め、不服従者の出廷や文書提出等を強制することが認められています。

III. 輸出管理規則の概要

A. 輸出管理規則とは

米商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security : BIS）が管轄している輸出管理規則（Export Administration Regulations、「EAR」）¹⁶は、連邦議会が制定した連邦法レベルではなく、連邦の行政機関である商務省が、連邦法から権限を受けて行政規則レベルで定められている（軍民両用品を含む民生品の）輸出管理全般に関する一般規則です。連邦法レベルの輸出管理に関する法律としては、2018年にECAが制定される前には、1979年輸出管理法（Export Administration Act of 1979、「EAA」）があり、当初EARの根拠法はEAAとなっていました。しかし、EAAは時限立法となっていたため、条文の規定により1994年に失効しました。EAAの執行に伴う臨時的暫定的措置として、クリントン大統領は1994年にIEEPAに基づく緊急事態を宣言し、EARの根拠となる権限を維持するための行政命令¹⁷を発令しました。1994年以降歴代の米大統領は、EARの根拠法令を維持するため、2018年ECAが制定されるまでの期間中、定期的にIEEPAに基づく行政命令を更新し続けていました。

このような経緯から、2018年ECAでは、同法制定前の約25年の期間にわたりEARが実質的に米国の輸出管理に関する一般法的な機能を果たしてきたことを踏まえ、EARの下で施行されてきた全ての行政的な措置の効力を、ECA成立後も認める旨規定しています。¹⁸

ECAでは、米国の輸出管理についての基本的な政策、方針、権限、罰則等が規定されているのみで、具体的な施行内容・規則は、（ECAの下で新たに輸出管理に関する権限を受けた）商務省（BIS）が策定し執行するEARにより規定されていますので、以下、EARを概説し、米国の輸出管理法令遵守のための基本的なポイントを述べます。

なお、ECAで新たに米国の国家安全保障の観点から輸出等の管理対象とすべき分野として、「新興技術」および「基盤的技術」の分野が加えられましたが、現在その具体的な内容については、一般からのコメント等をも踏まえ、関係省庁間の協議により詰め作業が行われています。これらの技術として、具体的に輸出管理の対象となるものの内容や、その管理の方法については、今後EARの一部改正案などの形で一般に公開されることとなるものと推測されます。

¹⁶ 15 CFR Parts 730–774.

¹⁷ Executive Orders 12923 (June 30, 1994) and 12924 (August 19, 1994).

¹⁸ ECA Sec. 1766.

この一環として、例えば、「新興技術」や「基盤的技術」が、EARの一部となっている Commerce Control List (CCL) に新たに加えられ、その具体的な技術の内容に応じ、輸出管理のための追加的な輸出管理分類番号 (ECCN) が公表されることになるものと推測されます。また、一部の技術については、EARの改正によらず、別の行政規則により、BISとは異なる部署や委員会等により、その輸出管理等が行われることになる可能性も排除されません。いずれにせよ、「新興技術」や「基盤的技術」に関する輸出管理の方法については、2019年7月31日現在、EARの中で何ら触れられておりませんので、今後の規則改正案の公表を待つ必要があります。

B. EARによる輸出規制の基本原則

EARは、一般に、同規則の「対象となる品目 (item subject to EAR)」の米国からの「輸出 (export)」、「(第三国を経由しての) 再輸出 (reexport)」、または「国内移転 (transfer [in-country])」等に対して適用される行政規則です。¹⁹

すなわち、EARでは、同規則の「対象となる品目」を米国から輸出、再輸出または国内移転 (transfer [in-country]) をする者は、EARで、個別の輸出許可 (export license) を事前に米当局²⁰より取得することが不要となっているか、または、一般に輸出規制対象とされてはいるが一定の条件を満たすことにより輸出許可 (ライセンス) 取得義務の適用例外 (以下、「許可例外」[License Exception]) となることが確認されない限り、米当局 (BIS) よりしかるべく輸出許可を事前に得なければならないとの原則が大前提となっています。

EARの定義上「品目 (item)」とは、一般に産品 (commodities)、ソフトウェア (software) および技術 (technology) を意味します。

「産品 (commodities)」とは物品 (article)、材料 (material) および供給品 (supply) を意味します。ただし、技術 (technology) およびソフトウェア (software) を除きます。

²¹

「技術 (technology)」とは、別途 EAR で特別な定義がなされていない限り、一般に、何らかの品目の開発、生産、仕様、作動、設置、維持、修理、オーバーホール、再利用に必要な情報を意味します。

¹⁹ したがって、米国外の外国の者 (例えば、日本国内の日本企業) が、米国から輸出された EAR の対象となる品目を、米国外の第三国 (例えばイラン等) に再輸出する場合には、EAR の規定が適用されることになり、EAR の規定に違反する取引があれば、EAR に基づく罰則が適用され得ることになります。

²⁰ 主として、米商務省産業安全保障局 (Bureau of Industry and Security: BIS)。

²¹ 15 CFR 772.

「ソフトウェア (software)」とは、一つまたはそれ以上のプログラムまたはマイクロプログラムの集合体であって何らかの有形の媒体に固定されたものを指します。

「輸出」とは、何らかの品目を物理的に米国内から（または米国を經由して）米国外の場所に輸送または伝送することのみならず、「技術」またはソースコードを米国内で「外国の者 (foreign person)」に対して開示 (release) その他の方法で移転することも含まれます。²²

「外国の者」とは、米国籍、米国の永住権、または、米国移民国籍法で保護対象となっている者を除く自然人、および、米国の法令に従って設立もしくは組織されていない法人、事業主体、パートナーシップ等を意味します。²³

「国内移転 (transfer [in-country])」とは、一般に、同一の国内で、特定の品目の最終用途 (end use) や最終使用者 (end user) が変わることを意味します。In-country transfer と呼ばれることもあります。²⁴

C. EAR により規制の対象となる者や取引の範囲

EAR は、上述のとおり、主として米国に何らかの接点を有する品目の動きを基軸として様々な規制を課している行政規則です。このため、輸出、再輸出、国内移転等を行う（会社や個人等の）取引の当事者となる主体が、米国内の者（個人・会社等の団体等を含む）であろうと、米国外の者であろうとを問わず、輸出、再輸出、移転等される品目が、「EAR の対象 (subject to EAR)」となるか否かにより、その適用の可否が判断されることとなります。

このため、特定の品目が EAR の対象となるものであれば、（米国外の）一般に米国の管轄権に服さない者による当該品目の輸出、再輸出、移転行為に対しても、EAR が適用されることとなります。この結果、米国の管轄権に服さない者が、EAR の規定に違反するようなことがあれば、米当局は、EAR に基づき、そのような米国外の米国の管轄権に服さない者に対しても罰則²⁵を適用することができる権限を有しています。

²² 技術やソースコードを外国の者に移転することも「輸出」として扱われることから、このような「輸出」は、EAR 上「看做し輸出 (deemed export)」と呼ばれています。

²³ 15 CFR 772.1。したがって、EAR 上、例えば、日本国籍を有しており、米国からビザ（査証）を取得して米国を訪問、滞在している者は、EAR 上「外国の者」として扱われます。

²⁴ 例えば、米国から日本に輸出された品目が、日本国内で、第三国の者に対して転売されるような場合には、EAR の適用を受けることとなります。

²⁵ このような行政罰の一環として、違反者に対する米国製の品目等の輸出が禁止されたり、違反者の製品の米国への輸入が禁止されることがあります。また、外国の者が違反者と断定されない場合であっても、米

D. EARの対象となる品目とは

EARでは、特定の品目（産品、ソフトウェア、技術）を米国から輸出、再輸出、同一国内での移転を行う者は、当該品目が「EARの対象品目」である場合には、EARで、事前許可取得が不要（No License Required: NLR）であること、または、許可例外（License Exceptions）となることが確認されない限り、原則として米当局より輸出許可（Export License）を取得することが義務づけられています。このため、米国内外で米国に何らかの接点を有すると思われる品目を、EARを遵守しながら輸出、再輸出、または移転しようとする者は、まず、当該品目が、「EARの対象品目」であるか否かにつき、検討しなければなりません。

上述のとおり、EARにおける「品目（item）」とは、「産品（commodities）」²⁶、「ソフトウェア（software）」²⁷、および「技術（technology）」²⁸を意味します。

「EARの対象となる品目」とは、一般に以下を指します。²⁹

- (a) 米国内にある全ての品目（all items in the United States）
（原産地に拘わらず、第三国から米国を経由する品目も含む）、
- (b) 米国原産の全ての品目（all U.S. origin items）
（その存在場所を問わない）、
- (c) 米国外で製造された産品（foreign-made commodities）で何らかの米国原産の輸出規制産品が組み込まれたもの、もしくは米国原産の規制対象となっているソフトウェアと一括となっているもの、外国で製造されたソフトウェアで米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアが混合されているもの

当局により違反行為に関与していた疑いがあると認定された者については、Entity List等に掲載され、EARの対象品目の輸出が制限されることもあります。

²⁶ 産品（commodities）とは物品（article）、材料（material）、および供給品（supply）を意味します。ただし、技術（technology）およびソフトウェア（software）を除きます。15 CFR 772.

²⁷ ソフトウェア（software）とは、一つまたはそれ以上のプログラムまたはマイクロプログラムの集合体であって何らかの有形の媒体に固定されたもの（a collection of one or more “programs” or “microprograms” fixed in any tangible medium of expression）を指します。15 CFR 772.

²⁸ 技術（technology）とは、ある生産物（product）を開発、生産、または使用するために必要な特定の情報（information）を意味します。情報とは、技術データ（technical data）または技術支援（technical assistance）の形態となっているものである。技術データは、青写真（blue prints）、図面（plans）、略図・図表（diagrams）、模型（models）、処方・調合法（formulae）、一覧表（tables）、工学設計（engineering designs）、仕様書（specifications）、マニュアル（manuals）、取扱説明書等（instructions written or recorded on other media or devices）などの形態をとり得るとされています。15 CFR 772.

²⁹ 15 CFR 734.3 (a).

の、または外国産の技術で米国原産の輸出規制対象となっている技術を含むもの、

(d) 米国原産の技術またはソフトウェアを直接用いて外国で製造された製品、および、

(e) 米国原産の技術もしくはソフトウェアを直接用いた成果物として、米国外に存在する工場またはそのような工場の重要な部分で製造された特定の製品。

E. EARの対象外の品目

EARの対象となる品目は、上記3のとおり、きわめて広範囲となるように定義されていますが、以下に該当する品目については、EARの対象外となります。³⁰

- (a) 安全保障または外交政策上の目的のために、下記の各連邦政府機関のみにより輸出・再輸出が規制されている品目³¹
- (i) 国務省・防衛取引管理局 (DDTC) : 防衛産品、防衛サービス等の輸出、
 - (ii) 財務省・外国資産管理局 (OFAC) : 経済制裁、資産凍結の一環としての輸出入管理、
 - (iii) 米原子力規制委員会 (NRC) : 原子炉容器等の輸出管理、
 - (iv) エネルギー省 (DOE) : 各種核物質生産に関する技術等の輸出管理、
 - (v) 特許商標庁 (PTO) : 特許出願書類等に含まれている非機密技術 (unclassified technology) の輸出管理
 - (vi) 国防総省および国務省・対外有償軍事援助 (FMS) : 米国の政策として外国に提供される軍関連品目
- (b) 各種レコード、新聞、雑誌、本等の印刷物、映画・フィルム等、およびこれらの宣伝用印刷物等³²
- (c) 公開されている技術およびソフトウェア (ただし ECCN 5D002 該当品目は除く) で、以下に該当するもの³³。
- (i) すでに出版されているものまたは出版されることになっているもの³⁴、

³⁰ 15 CFR 734.3 (b).

³¹ 15 CFR 734.3 (b) (1).

³² 15 CFR 734.3 (b) (2).

³³ 15 CFR 734.3 (b) (3).

³⁴ 15 CFR 734.7.

- (ii) 基礎研究により生じるもの³⁵、
- (iii) 教育用のもの³⁶、または、
- (iv) 特許出願の中に含まれているもの³⁷。

³⁵ 15 CFR 734. 8.

³⁶ 15 CFR 734. 9.

³⁷ 15 CFR 734. 10.

F. デミニミス（希少割合）ルール（De Minimis Rule）

EAR では、米国外で製造された産品（foreign-made commodity）のうち、EAR で「輸出規制産品として分類されている産品（controlled U.S.-origin commodities）」が組み込まれた形で再輸出される場合、または、米国原産のソフトウェアが米国外で生産された産品と一括した形で（セットとして）³⁸再輸出される場合、再輸出される米国原産の産品やソフトウェアの価額が、米国外から輸出される米国外製品の全体の価額の一定の割合（de minimis）³⁹以下であれば、EAR の対象にはならない（よって、米国当局の管轄権が及ばない）旨規定しています。⁴⁰

したがって、日本国内で事業活動を行う会社が、米国原産の品目を日本国内で自社製造品に組み込み日本から第三国に輸出する場合、通常から、自社産品に含まれる米国原産品目の価額を分析しその結果を記録に残しておくことが、EAR 違反リスク管理の観点から望ましいと言えます。

G. 米当局による事前許可取得要否の判断

輸出、再輸出、同一国内での移転をする品目が、EAR の対象品目である場合には、次のステップとして、米当局の事前許可（ライセンス）を得ることが義務づけられているか否かを検討する必要があります。

特定の品目の輸出、再輸出、または移転に、米当局の事前許可を得る義務があるか否かを判断するためには、以下の各側面を確認する必要があります。

- (a) 当該品目の輸出管理分類番号（ECCN）、
- (b) 当該品目の最終仕向地（Ultimate destination）、および
- (c) 最終用途（end use）、最終使用者（end user）。

以下、上記の（a）、（b） および（c）の各側面につき若干の補足をします。詳細は、EAR の関連規定⁴¹をご覧ください。

³⁸米国外で生産された産品と「一括した（bundled）形で（セットとして）」再輸出されるとは、米国原産のソフトウェアが外国製産品用に設定されて（configured）おり、かつ、そのような外国製産品と一緒に再輸出されることを意味し、ソフトウェアが必ずしも物理的に外国製産品の中にその不可分の一体として組み込まれている必要はない。15 CFR 734.4 (c) (2) and (d) (2)。米国原産のソフトウェアが、外国製産品と分離した形で再輸出される場合には、当該ソフトウェアは単体（米国原産品目の割合が 100%）として扱われ、EAR の対象となる。Notes to 15 CFR 734.4 (c) (1) and (d) (1)。

³⁹ 一般的に、テロ支援国（イラン、スーダン、シリア、北朝鮮）向けの場合は 10%以下で、それ以外は 25%とされている。

⁴⁰ 15 CFR 734.4 (c) および (d)。

⁴¹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

H. 輸出管理分類番号 (Export Control Classification Number : ECCN)

EAR では一般に、規制対象の品目として事前許可（ライセンス）の取得が義務づけられるものをカテゴリ一別に分類し、一覧表のリストとして添付しています。このリストは Commerce Control List（「CCL」）と呼ばれており、EARの一部（Part 774）⁴²となっています。

CCL には、規制対象となっている品目が、0 から 9 までの 10 のカテゴリに分類され、各カテゴリに分類された各規制対象品目には、それぞれ 5 桁の ECCN が付されています。

例えば、特定の技術仕様を満たす通信関連の暗号ソフトウェアの場合、カテゴリ5に分類されていますが、そのような暗号ソフトウェアの中でも規制対象になるものは、ECCN の 5D002 に分類されています。⁴³

特定の品目に付されている各 ECCN には、その番号に分類される品目の輸出規制上のカテゴリ、品目の種類、および輸出規制の理由（Reasons for Control）、その他、輸出・再輸出の際に特に留意すべき点等に関する情報が含まれています。

輸出、再輸出、移転等を行おうとする者が、EAR の対象となる品目に対して、どのような輸出規制がなされているのか、米当局から事前に輸出ライセンスを個別に取得する必要があるのか等を確認するためには、まず、その品目が CCL の中に列挙されているいずれかの ECCN に分類されるものかどうかを確認する必要があります。

一般に、EAR の対象ではあるが、規制のレベルが最も低く、いずれの ECCN にも分類されない品目の分類番号は、EAR99 となります。ただし、EAR99 に分類されている品目であっても、仕向地、最終用途、最終使用者によっては、米当局により事前許可を得ることが義務づけられることがありますので、注意する必要があります。⁴⁴

CCL 全体の構成および ECCN の解釈の仕方については、EAR の Part 738 でより詳細な説明がなされていますので、EAR Part 738 の関連条項をご参照願います。⁴⁵

⁴²<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=c74c8e77234f4418f7d871eb2439775f&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5>

⁴³ http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?rgn=div5&node=15:2.1.3.4.45#se15.2.774_11

⁴⁴ 例えば、イラン、キューバ、シリアは依然として米国により原則禁輸国に指定されていることから、仕向地がキューバの場合、EAR99 に分類される品目を含め、全ての EAR 対象品目が原則として輸出禁止の対象となっています。このため、EAR99 に分類される品目であっても、キューバ向けの輸出には、（別途許可例外等の対象とならない限り）原則として事前に米当局の許可（輸出ライセンス）を得ることが義務づけられています。また、Entity List に掲載されている者に対する輸出、再輸出、国内移転の場合にも、事前に米当局の許可（ライセンス）を得ることが義務づけられています。

⁴⁵ <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=c74c8e77234f4418f7d871eb2439775f&mc=true&n=pt15.2.738&r=PART&ty=HTML>

I. 最終仕向地 (ultimate destination)

EAR では、品目ごとに規制の度合いが規定されているほか、仕向地（輸出対象国、地域等）ごとにも、特定品目がいかなる理由に基づき米国の輸出規制の対象となり得るかにつき、規定されています。このような仕向地ごとに規制の理由を明記した一覧表は、EAR Part 738 の Supplement No. 1 に、国別通商規制表 (Commerce Country Chart) として添付されています。⁴⁶

例えば、2019年7月31日現在、日本は、国別通商規制表で、化学・生物兵器、安全保障、ミサイル技術、地域の安定を理由に、EARの対象となる品目の輸出または再輸出が規制され得ることが表示されています。キューバ、イラン、北朝鮮、シリアについては、米国の包括的な制裁対象国となっていることから、国別通商規制表では、これらの国向けにEAR対象品目の輸出、再輸出、移転等するための必要な事前許可は、包括的輸出禁止国に適用される特別な規制を規定している条項 (Part 746、後述) を参照するよう表示されています。

J. 最終用途 (end use)、最終使用者 (end user)

EAR では、EAR 対象品目を輸出、再輸出または移転しようとする者が、輸出、再輸出、移転の時点で、当該品目が（米国が政策上問題視している）特定の最終用途、または、（米国が取引禁止の対象等と指定している）特定の最終使用者向けに輸出、再輸出、または移転されることを承知している場合には、米当局より事前の許可を得ない限り、そのような輸出、再輸出、移転は原則として禁止される旨規定しています。⁴⁷

原則として、輸出、再輸出、移転禁止となる最終用途には、核関連の用途⁴⁸、ミサイル・システム等（弾道ミサイル・システム、宇宙飛行運搬機、無人飛行機等を含む）関連の用途⁴⁹、生物・化学兵器関連の用途⁵⁰、外国の船舶または航空機関連⁵¹等の用途が含まれます。

また、EAR では、その対象となる品目を、以下を含む特定の最終使用者向けに輸出、再輸出、移転することも、事前に米当局より許可を得ない限り、原則として禁止されています。

- (a) 大量破壊兵器拡散関連の活動等に関与したり、支援をしているとして特定された者（個人、団体の双方を含む。以下同様）⁵²、

⁴⁶ http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=f421fbfdbe36acc7d8bf91df070eee14&mc=true&node=ap15.2.738_14.1&rgn=div9

⁴⁷ 15 CFR Part 744.

⁴⁸ 15 CFR 744.2.

⁴⁹ 15 CFR 744.3.

⁵⁰ 15 CFR 744.4.

⁵¹ 15 CFR 744.7.

⁵² 15 CFR 744.8 および Executive Order 13382.

<http://www.state.gov/documents/organization/135435.pdf>

- (b) 米国の安全保障または対外政策上の利益に反する者として特定された者⁵³、
- (c) 世界的規模で活動をしているグローバル・テロリストとして特定された者 (Specially Designated Global Terrorist : SDGT) ⁵⁴、
- (d) テロリストとして特定された者 (Specially Designated Terrorists : SDT) ⁵⁵、
- (e) 外国テロリスト団体として特定されている者 (Foreign Terrorist Organizations : FTOs) ⁵⁶、
- (f) その他米国により資産凍結等の制裁対象となっている者等⁵⁷。

K. 禁輸対象国・地域向け、およびその他の輸出・再輸出の規制

上述のとおり、EARの対象となる品目を輸出、再輸出または移転しようとする者は、その品目がいかなる輸出規制分類番号 (ECCN) に該当するのかを確認し、分類された ECCN ごとに規定されている輸出規制の理由を踏まえ、輸出仕向地ごとに、何らかの輸出規制理由が適用されるか否かを検討して、米当局より事前の輸出許可を得る必要があるか否かを判断することになります。

しかし、特定の仕向国については、一般に輸出禁止 (general embargo) 対象国または包括的制裁 (comprehensive sanctions) 対象国として位置づけられており、それらの仕向国に対する輸出、再輸出、移転は、米当局より事前に輸出許可を得ない限り、原則として禁止されています。⁵⁸

EARにより、このような輸出禁止対象国・包括制裁対象国、地域として2019年4月1日時点で指定されているのは、キューバ⁵⁹、イラン⁶⁰、シリア⁶¹およびウクライナのクリミア地区

⁵³ 15 CFR 744.11. これらの者は、EAR Part 744 Supplement No. 4 として添付され、Entity List と呼ばれているリストに掲載されています。<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=c285d35b493f68b301ed3f6d2f22d4c3&mc=true&node=ap15.2.744.122.4&rgn=div9>

⁵⁴ 15 CFR 744.12. SDGT は、米国の同時多発テロ直後の2001年9月23日に発令された行政命令13224 (EO 13224)に基づき、米財務長官または米国務長官により特定された国際テロリストグループまたはそれらのグループに所属する個人で、そのようなテロリストとして指定された者は、財務省が管轄している行政規則 (Appendix A to 31 CFR Chapter V で公表しているリスト (SDN List)) のなかで、[SDGT] という印が付されています。<https://www.treasury.gov/ofac/downloads/sdnlist.pdf>

⁵⁵ 15 CFR 744.13. SDT は1995年1月23日に発令された行政命令12947 (EO 12947)に基づき特定されたテロリスト団体および個人で、財務省が管轄している行政規則 (Appendix A to 31 CFR Chapter V で公表しているリスト (SDN List)) のなかで、[SDT] という印が付されています。
<https://www.treasury.gov/ofac/downloads/sdnlist.pdf>

⁵⁶ 15 CFR 744.14.

⁵⁷ 15 CFR 744.18 (旧イラク政権幹部およびその家族等)、15 CFR 744.22 (ビルマ軍その他ビルマ制裁対象者)。

⁵⁸ 15 CFR 736.2 (b) (6).

⁵⁹ 15 CFR 746.1 (a) (1) および 746.2.

⁶⁰ 15 CFR 746.1 (a) (2) および 746.7.

⁶¹ 15 CFR 746.1 (a) (3) および 746.9.

⁶²です。したがって、EAR 対象品目をこれらの国、地域向けに輸出・再輸出する場合には、EAR の中でこれらの国・地域ごとに規定されている特例の内容に従って、輸出・再輸出許可が確認されない限り、原則として禁止されています。⁶³

EAR ではまた、国連安全保障理事会により武器禁輸制裁の対象国に指定されている諸国（中央アフリカ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラン、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、およびスーダン）向けの輸出、再輸出、移転は、特定の分野では、米当局より事前の許可を得ない限り原則として輸出禁止とする旨の規定を設けています。⁶⁴

さらに、EAR では、ロシアの特定産業部門に対する米国の制裁措置の一環として、ロシアの深海や北極海に面するオフショアでの石油・ガスの開発・生産に使用される、特定の条件を満たす品目の輸出、再輸出、移転を原則として禁止しています。⁶⁵

L. EAR 違反を承知で行う取引の禁止

EAR では、EAR の対象となる品目の輸出、再輸出、移転に直接携わる当事者のみならず、EAR の対象品目に関与する者が、特定の行為・取引に関連し、EAR 違反、または EAR に基づき発行されたライセンスの（条件）違反が行われた、違反が発生することとなる、または、違反の意図があることを承知しながら（with knowelege）、当該 EAR 対象品目を販売、移転、輸出、再輸出、融資、発注、購入、撤去、隠蔽、保管、使用、貸与、処理、輸送、転送、補修等を行うこと等も禁止されています。⁶⁶

この場合、承知（knowelege）とは、特定の状況が存在している、または、特定の状況が実際に発生することが確かである、という積極的な認識をしている場合に限られず、そのような状況が現在存在しているか、または、将来発生する可能性が高いと認識している場合も含まれます。そのような認識は、特定の者に知られている事実に関して意図的に無視しようとしたり、意図的に事実を避けようとする行為がある場合にも推測されます。⁶⁷

従って、EAR の対象品目を取り扱う立場にある者は、特定の EAR 対象品目（またはその品目に関する取引）が EAR に違反していること、または、違反しそうな可能性があるとの認識がある場合には、（直接輸出、再輸出等をする立場ではなく、例えば、輸送、保険等輸出に関連したサービスを提供する立場にあるような）当事者も、そのような認識がありながら当該 EAR 対象品目に係る取引を行えば、EAR に違反することになり得ます。

⁶² 15 CFR 746. 6.

⁶³ 15 CFR 746. 1 (a).

⁶⁴ 15 CFR 746. 1 (b).

⁶⁵ 15 CFR 746. 5.

⁶⁶ 15 CFR 736. 2(b)(10).

⁶⁷ 15 CFR 772. 1.

M. 許可例外 (License Exceptions)

EAR では、対象となる品目が輸出規制の対象となる番号に分類されている場合でも、一定の条件を満たし、所定の手続きに従う限り、例外的に当局より輸出許可を取得する手続きをとらなくても、輸出、再輸出、移転を行うことが認められています。⁶⁸ EAR では、このような許可例外 (License Exceptions) の根拠となり得るものとして、18 の条項を定め、各条項が適用されるために満たす必要のある具体的な諸条件を定めています。⁶⁹

例えば、EAR の対象品目であっても人道目的のための寄贈品 (humanitarian donations) として、EAR で規定している一定の条件を満たす場合には、許可例外の適用を受け、事前許可を得る必要はないとされています。⁷⁰

技術およびソフトウェアに関する許可例外 (technology and software-unrestricted : TSU)⁷¹ では、対象品目に該当する技術またはソフトウェアで、何らかの輸出規制対象になっている場合でも、一定の条件を満たす場合には、特段米当局より事前許可を取得することなく、輸出、再輸出、移転を行うことができる旨規定されています。

ただし、上述の (キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、クリミア地区などのような) 禁輸対象国・地域向けや、ロシアの特定産業のような、その他の輸出・再輸出の規制対象として指定されている仕向地に EAR の対象品目を輸出、再輸出、移転する場合には、これらの国や地域向け輸出、再輸出、移転のために規定された特別条項⁷² で明示的に言及されている許可例外条項のみの適用が認められ、その他の許可例外は利用できない旨規定されています。⁷³

N. EAR の対象品目となるか否か、および、輸出等に際しての事前許可取得要否の判断

以上を総括し、本報告書の別添資料として、EAR の対象品目となるか否か、および、輸出等に際しての事前許可取得要否の判断をするためのフローチャートの日本語版を別添のとおり用意しました (P. 39-40 を参照)。

⁶⁸ 15 CFR Part 740.

⁶⁹ 許可例外の具体的な根拠となり得る 18 の諸条件を規定した条項は、15 CFR Part 740 に規定されています。http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?tpl=/ecfrbrowse/Title15/15cfr740_main_02.tpl

⁷⁰ 15 CFR 740.12 (b).

⁷¹ 15 CFR 740.13.

⁷² キューバやイランなどのような、米国の包括的な制裁対象国向けの輸出・再輸出の諸条件については、EAR Part 746 (Embargoes and other special controls) に規定されています。

⁷³ 15 CFR 740.2 (a) (6).

IV. 輸出管理規則等の運用実態

A. 輸出管理法令の執行等について

商務省の BIS が所掌している米国の輸出管理規則（EAR）の執行の一環として、BIS の一部となっている輸出管理法法令執行課（Office of Export Enforcement、「OEE」）では、様々な情報源から EAR 違反の疑いのある取引に関する情報を入手し、法執行をすべきと判断する優先案件があれば、違反行為を行っている可能性のある取引の当事者や、その他の取引関係者に対して、様々な手段を用いて接触を図り、捜査を行います。OEE が法執行のための捜査の一環として用いる様々な手段の中には、文書・情報提出命令、捜査令状に基づく強制捜査、逮捕、身柄の拘束などがあります。

OEE はまた、一般に対する教育、訓練のための各種プログラムを実施して、輸出業務に従事する民間企業の法令遵守を促す活動も行っています。

EAR では、輸出関連業務に従事している者（法人、その他の組織、個人を含む）が、内部監査などを通じて、EAR 違反の疑いのある取引や行為に関与した、または、その疑いがあると判断した場合には、BIS に対して、自発的に違反の疑いのある行為につき開示（voluntary self-disclosure、「VSD」）をし、BIS による罰則適用の減免等を求める手続きが用意されています⁷⁴。違反の疑いのある取引・行為に関与した可能性があるかと判断した者が、VSD により罰則の適用の減免を受けるためには、法執行当局による捜査の対象となる前に、BIS に対して、自発的に関連の事実の詳細を開示し、また、その後行われる BIS の捜査にも協力する必要があります。

輸出管理法令違反の取引や行為があった場合、その多くが、司法当局が関与せずに、関与者と行政当局（BIS）との間の直接の和解のための協議により和解合意をし、和解金の支払いやその他の措置を受け入れることにより、解決が図られます。

米国の輸出管理法令で禁止または規制されている取引や行為は、同時に、（例えば、財務省 OFAC が主管している）他の法令でも違反取引・行為となることもあるため、違反の疑いのある取引や行為については、米国連邦政府の複数の機関が、情報を交換しつつ、協力し合いながら、多方面からの捜査を行うことがしばしばあります。その結果、同一の輸出関連取引や行為に対して、複数の法令に基づき複数の行政機関が罰則の適用を求めることがあります。従って、例えば、米国外の会社が、内部監査を行った結果、米国原産の規制品目がイランに販売された可能性があるとの情報に接し、米当局に自発開示を行う場合には、商務省 BIS のみならず、財務省 OFAC に対しても、同時に手続きを進めることが必要となります。

なお、2018 年に制定された ECA では、法令違反に対し、以下の規定を根拠に罰金等の罰則が適用されることとなります。

- (a) 刑事罰：故意に違反をした者、違反しようとした者、共謀して違反行為を行った者、他人に違反行為をさせた者に対しては、違反行為 1 件ごとに、
 - (i) 100 万ドルを超えない罰金、
 - (ii) 20 年を超えない禁固刑、または
 - (iii) 上記 (i) および (ii) の併科。

⁷⁴ 15 CFR 764.5.

(b) 民事・行政罰：ECA、同法に基づく行政規則、命令、許可（ライセンス）の内容に違反した者に対しては、違反行為 1 件ごとに、

- (i) 30 万ドル、もしくは、違対象の取引の額の 2 倍、のいずれか高い金額の罰金、
- (ii) 許可（ライセンス）の取り消し、または、
- (iii) ECA により管理されている品目の（違反者による）輸出、再輸出、国内移転の禁止。

B. 最近の法令執行の具体例

米当局（BIS等）が、これまでどのようにして米国の輸出管理法令に違反した事案等を特定し、それに対して企業等はどのように対応してきたのかについて、具体的な事例の概要を報告します。

1. David Russell Levick（オーストラリア人男性）による違反⁷⁵（2019年3月21日）

(a) 基本的事実関係

本事件の基本的事実関係として、米当局は次のとおり公表しています。

- (1) オーストラリア人である David Russell Levick（Levick氏）は、オーストラリアにある ICM Components, Inc. の General Manager として勤務していた。
- (2) Levick氏は、イランにある商社のイラン人の代表者（A氏）に対してイラン向けの品目の販売のための営業活動を行った結果、A氏より、米国の法令によりイラン向け輸出・再輸出が禁止されている複数の品目を受注した。Levick氏は、イラン向け輸出を隠すために、A氏が支配し事業活動を行っていたマレーシアの複数の会社を仲介業者として取引に介入する形となるようにした。
- (3) Levick氏は、上記（2）の取引の一環として、A氏より注文を受けたイラン向け輸出・再輸出が禁止されている米国原産の航空機部品およびその他の品目を、A氏に代わって米国のメーカーに注文した。
- (4) また、Levick氏は、イラン向け輸出・再輸出が米国の法令により禁止されている精密圧カトランスデューサー等の商品を米当局（OFAC、BIS）より許可（ライセンス）を得ず調達し、または調達しようとした。
- (5) なお、これらの取引は、2007年および2008年に行われたが、Levick氏は、部品がA氏向けのものであることを隠すために、必要に応じて、フロリダにいるブローカーを利用した。Levick氏は、これらの品目のエンドユーザーがA氏であることをフロリダのブローカーには隠していた。

(b) 米当局の対応の経緯

- (1) Levick氏は、2012年2月、米国財務省から必要な許可なく、相手方がイラン企業と知りながら取引を行っていることを理由に、国際緊急経済権限法（IEEPA）に違反しているとして、ワシントンD.C.の連邦裁判所で起訴された。
- (2) オーストラリア当局は2018年12月、米国政府の要請に基づきLevick氏を逮捕し、同氏を米国内に引き渡した。同氏は、2019年2月まで米国内で拘留されていた。
- (3) Levick氏は、2019年2月1日付けで、ワシントンD.C.の連邦地方裁判所において24カ月の禁固刑を宣告されるとともに、違法取引の対象となった商品の合計金額である19万9,227ドルの没収金の支払いを命じられた。なお、刑期の満了後、Levick氏は国外追放の手続きの対象となる。

⁷⁵ <https://www.justice.gov/usao-dc/pr/australian-national-sentenced-prison-term-exporting-electronics-iran>

(c) 本事件の意義

本事件は、米国外の者が、米国の法令でイラン向け輸出・再輸出等が禁止されている米国原産の品目を、米国当局に発見されないようにするため、複数の関係者を介在させてイランに輸出したことに対し、米当局が、その首謀者であったオーストラリア人個人に対し、法令の執行を行ったものです。

米当局は通常、米国の法令に違反するイラン向け取引が、形式的に米国外の企業の名前で行われた場合、当該企業に対して法執行を行います。当該企業が、米国との接点を全く有しない場合には、当該企業を被告として刑事訴追をしても実効性がない場合があることから、当該企業の名前で取引を行った首謀者個人を被告として刑事訴追をすることがあります。

特に、最近では、米国が刑事司法共助協力のために取り決めを交わしている外国の国籍保有者や居住者等が、米国の輸出管理法や経済制裁関連法令に違反したと判断した場合には、国際司法共助の制度を利用して、外国から被疑者を米国に召喚し、米国内の裁判所で刑事訴追手続きを行う事件が増えています。

従って、日本を本拠地としてイラン向け取引を行っている者が、EAR 対象品目などをイランの関係者に輸出する場合には、法令遵守手続きの一環として、米国の法令が適用されて米当局より事前に許可を得ることが義務付けられていないかを確認することが重要です。

2. 華為技術（Huawei：中国企業）による米国法令違反の疑いに基づく起訴（2019年1月24日）⁷⁶

(a) 米政府による起訴

米連邦検事当局は、2019年1月、中国の国際通信機器メーカーの華為技術（Huawei Technologies Co., Ltd. : Huawei）、Huaweiの米国現地法人 Huawei Device USA Inc.、Huaweiの香港現地法人で、イランで事業活動を行っている Skycom Tech Co.、Huaweiの財務担当責任者（Chief Financial Officer : CFO）である孟晩舟（Wanzhou Meng : 中国籍の個人）などを被告とする起訴状をニューヨーク州南部地区管轄の連邦地方裁判所に提出しました。⁷⁷

同起訴状によれば、米検察当局は、これらの Huawei 関連企業および孟晩舟（Wanzhou Meng）氏は、米国の制裁、輸出管理法令等で禁止または制限されていることを承知しつつ、イランの顧客に米国原産品目等を供給していたばかりでなく、関連取引を行っていたとの事実を隠すために、2007年7月頃から、米国の管轄権が及ぶ金融機関に対して、虚偽の説明を行っていたとして、これらの Huawei 関係者の行為は、米国の多岐に亘る法令に違反するものである旨の主張をしています。

同起訴状では、Huawei 関係者が違反をしたとされる数多くの法令の中に、米国連邦の刑法に含まれている銀行詐欺罪などに加え、財務省 OFAC が管轄しているイラン取引制裁規則（Iranian Transactions Sanctions Regulations）が挙げられており、Huawei 関係者が行った行為は、同規則で禁止されている米国産品等のイラン向け輸出・再輸出の側面もあることから、同規則違反ともなる旨の主張がなされています。

本件は、被告の一人となっている孟晩舟氏が中国からカナダ経由でメキシコに出張しようとした際、米国からの司法共助の要請を受けたカナダ当局が中継地のカナダで身柄を拘束したことから、各種報道機関により大々的に報道されました。本件は、米国の制裁や輸出管理法令等の違反の疑義を持たれている米国外の企業幹部や個人が米国を訪問したり、あるいは、米国が司法共助協定を締結している国を訪問することになる場合には、身柄を拘束される可能性があることを示しています。

3. 中興通迅（ZTE：中国企業）による違反（2018年7月13日）⁷⁸

(a) 基本的事実関係

本事件の基本的事実関係として、米当局は以下の旨公表しています。

- (1) 中興通迅（Zhongxing Telecommunications Equipment Corporation, of Shenzhen, China : ZTE Corporation）および ZTE Kangxun Telecommunications Ltd., of Hi-New Shenzhen, China（ZTE Kangxun）（以下、総称して「ZTE」）は、輸出管理規則

⁷⁶ <https://www.justice.gov/usao-edny/pr/chinese-telecommunications-conglomerate-huawei-and-huawei-cfo-wanzhou-meng-charged>

⁷⁷ <https://www.justice.gov/usao-edny/press-release/file/1125036/download>

⁷⁸ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2017/03/secretary-commerce-wilbur-l-ross-jr-announces-119-billion-penalty> および <https://efoia.bis.doc.gov/index.php/documents/export-violations/export-violations-2018/1184-e2559/file>.

(EAR) およびイラン取引制裁規則 (ITSR) に違反して、通信機器をイランおよび北朝鮮へ違法に輸出した。

- (2) 具体的に ZTE は、2010 年以降 2016 年 4 月まで継続して、イラン政府の関連企業を含むイラン企業との間で、米国原産の機器およびソフトウェアを基幹回線とする、イランにおける大規模な電気通信ネットワークサービスの立ち上げ、供給、運営をす
るための契約を締結し、イラン企業から売上を上げるために、米国の各種イラン制
裁法令による規制を避けることを企て、実行した。その結果、ZTE は、約 1 億ドルの
売上を上げた。
- (3) さらに ZTE は、北朝鮮に対する輸出品目が米国の EAR 対象品目であることを承知し
つつ、米国の許可を得ず出荷した。出荷された商品の中には、国家安全保障、暗号
化、地域の安全保障およびテロ対策目的で EAR に基づき管理対象とされているルー
ター、マイクロプロセッサおよびサーバーが含まれていた。加えて、ZTE は、米国
政府が当該違反を発見するのを防ぐための対応措置を講じていた。

(b) 米当局の対応の経緯

- (1) 2012 年にメディアが ZTE の違反行為につき報道したことを発端に、商務省産業安全
保障局 (BIS) の輸出管理法法令執行課 (OEE) ダラス事務所、テキサス州北部地区
連邦検察局、連邦捜査局 (FBI) 、国土安全保障省安全保障局が 5 年間調査を行っ
た。
- (2) 捜査の一環として、米当局は、直接管轄権を有する ZTE の米国関連会社 (ZTE USA,
Inc.) に対して、文書提出命令等を発布するなどして、ZTE によるイランとの取引に
関連する書類提出や情報の開示を求めた。これを受け ZTE は、米当局に対して、イ
ランとの違法な取引は差し控えることとする旨の説明を行った。
- (3) ところが、BIS は 2013 年 11 月、ZTE がイランへの出荷を再開することを計画してい
ることを示す情報を得た。
- (4) 商務省は 2016 年 5 月 7 日、ZTE が米政府に対する説明内容に反し、イランとの違法
な取引を継続していたとの判断を下し、ZTE に対し EAR に基づく罰則を適用すること
とし、ZTE を米国の禁輸対象先リスト (Denied Persons List)⁷⁹に加えた。これに
より、EAR 対象となる品目を ZTE 向けに輸出、再輸出しようとする者は、BIS より事
前許可を得ることが義務付けられるようになった。
- (5) ZTE は、米当局の捜査官に対して、2013 年 3 月の時点でイランへの出荷を停止して
おり、現在は米国内法令に違反する取引は行っていないという、虚偽の説明を行っ
た。また、ZTE は、イラン関係の取引を行っていることを示す文書や情報を削除また
は隠蔽することにより、ZTE 側の代理人として米国政府との連絡の窓口となっている
外部弁護士事務所および会計事務所に対しても、イランとの取引を継続しているこ
とを隠していた。
- (6) 米側の検察当局と ZTE は 2017 年 3 月 6 日、司法取引により、ZTE が米国の法令に違
反してイラン等に米国原産の品目を輸出または再輸出していたことを認めるととも
に、刑事罰として、4 億 3,040 万ドルの罰金を支払うことに同意した。⁸⁰ 翌 3 月 7
日、商務省 BIS と ZTE は和解合意書に署名し、ZTE は商務省に対してとりあえず 6 億

⁷⁹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/the-denied-persons-list>

⁸⁰ <https://www.justice.gov/opa/pr/zte-corporation-agrees-plead-guilty-and-pay-over-4304-million-violating-us-sanctions-sending>

6,100万ドルの課徴金を支払うことに同意した。⁸¹また、7年間の期間中に違反行為があった場合には、追加的に3億ドルの課徴金を支払うことにも同意した。同3月7日、財務省 OFAC と ZTE との間でも和解合意が成立した（「2017年3月和解合意」）。

- (7) ZTE は 2018 年 3 月 6 日、2017 年 3 月和解合意で ZTE に義務付けられていた違反行為に関与した従業員 39 名の処分につき、2016 年 11 月 30 日および 2017 年 7 月 20 日に BIS に送付した通知の中で虚偽の説明をしたことを報告した。
- (8) ZTE からの報告を受け商務省は、ZTE 側が 2017 年 3 月和解合意に違反したとの判断を下し、2018 年 4 月 15 日付で、2017 年 3 月付け和解契約で執行が猶予されていた ZTE に対する禁輸命令の執行を行い、ZTE を禁輸対象者のリストに追加する旨の命令（2018 年 4 月命令）を下し、EAR 対象品目の ZTE への輸出が禁止されることになった。
- (9) その後、中国の習近平・国家主席がトランプ大統領に対して ZTE に対する禁輸措置の緩和を直接求めた結果、2018 年 6 月 8 日、BIS と ZTE の間で、2017 年 3 月和解合意に代わる、新たな和解合意（Superseding Settlement Agreement、「2018 年 6 月新和解合意」）が締結された。2018 年 6 月新和解合意では、ZTE が商務省に対する課徴金として、17 億 6,100 万ドルを上限として支払うことに同意するとともに、ZTE がこのうち 10 億ドルを 60 日以内に支払うことを条件に、BIS は ZTE に対する禁輸命令の執行を停止することに同意した。⁸²
- (10) 商務省は 2018 年 7 月 13 日、ZTE が 2018 年 6 月新和解合意に従って、期限内に 10 億ドルの課徴金を支払ったことを踏まえ、ZTE に対する禁輸命令の執行を停止する旨の命令を下した。

(c) 本事件の意義

ZTE の事件は、その違反の規模、罰金の額から、米国の経済制裁や輸出管理関連法令違反としては、最大級の事件であるといえます。裁判所に提出された文書によれば、ZTE は、当初から米国の法令による制裁や罰則を逃れるために、組織的な隠蔽を図り、米当局による捜査が開始された後も、イランとの取引を継続するために様々な方策を取りました。また、ZTE は、米当局による捜査に対応するために起用した外部の弁護士に対しても、ZTE 内部の事情を隠し、結果として、外部の弁護士までが、米政府に対して事実と反する説明を行う結果となりました。

さらに、2017 年 3 月和解合意が成立した後も、ZTE は同和解合意に従った関係者の処分をせず、米政府当局に対して虚偽の説明を続けたことから、米商務省 BIS は 2018 年 4 月 15 日、EAR 上、米国外の者に対して取り得る最も厳しい行政措置の一つである、ZTE に対する禁輸指定（Denied Persons List への掲載）を行いました。

ZTE は、その多くの製品に、米国原産の品目を使用していることから、米国による禁輸指定により、同社が事業を実質的に続けていくことが不可能となり、ZTE が倒産すれば、多くの被雇用者を抱えている中国内の経済、労務問題にまで発展することを懸念し

⁸¹ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2017/03/secretary-commerce-wilbur-l-ross-jr-announces-119-billion-penalty>

⁸² <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-07-23/pdf/2018-15633.pdf>

た中国首脳は、トランプ大統領に対して「直訴」の手段に訴えました。その結果、ZTE に対する禁輸措置の執行が再び猶予され、現在に至っています。

米大統領の ZTE 問題に対する「政治的」解決については、米国内でも批判的な見方もあり、また、一般に中国の通信会社の機材が、中国政府による諜報活動の手段として利用されるリスクがあるとの懸念も米国内で広まっているために、ZTE の事業活動に対しては、今後とも米国当局は監視を続けていくものと思われます。

ZTE 事件を機に、米国の経済制裁や輸出管理を所管している行政当局は、関連法令の違反の疑いのある取引につき、米国外の企業から自発開示などの手続きにより情状酌量の措置を求める場合でも、自発開示の手続きを申請する外国の当事者やそれらを代理する弁護士に対して、徹底した内部調査を行うことを求めるようになっています。

4. Fokker Services (オランダ企業) による違反 (2014年6月5日)⁸³

(a) 基本的事実関係

本事件の基本的事実関係として、米当局は以下の旨公表しています。

- (1) オランダに拠点を置く航空宇宙サービスプロバイダーである Fokker Services B.V. (「Fokker Services」) は、2005年から2010年までの期間にわたり、国家安全保障、ミサイル技術およびテロ対策目的で規制対象となっている品目のイラン、スーダン、ミャンマー等への輸出および再輸出を含む253件の米国制裁・輸出管理関連法令反行をを行った。
- (2) 違反内容には、イラン軍を最終顧客とする取引やイラン航空との取引を一時的に禁止する条項に違反する取引が含まれていた。
- (3) Fokker Services は、最終取引先を隠匿するための措置を講じ、米国の捜査官による摘発を回避するための組織的な対策を講じていたことが判明した。

(b) 米当局の対応の経緯

- (1) 商務省産業安全保障局 (BIS) 輸出管理法令執行課 (OEE) は、連邦捜査局 (FBI)、国防総省捜査局、国土安全保障捜査局と協力して、Fokker Services に対する調査を実施した。
- (2) 米当局は、上述した253件の違反を理由に、Fokker Services を起訴した。
- (3) BIS および OEE は、2014年6月5日付で、Fokker Services との間で、同社がイランおよびスーダンへの航空機部品、技術およびサービスを違法に輸出および再輸出したことに関連して、BIS および OEE に対して、1,050万ドルの支払いを行う旨の和解合意書を締結した⁸⁴。また、Fokker Services は、追加的に1,050万ドルの資産没収に同意することにより、司法省が刑事訴追を18カ月間猶予し、その間に Fokker Services が和解合意で約束品内容を実施すれば、刑事訴追を取り下げるとの合意 (刑事訴追猶予合意、Deferred Prosecution Agreement) を司法省と取り交わした。

(c) 本事件の意義

本事件は、オランダを本拠地とする著名な企業が、長期間にわたり組織的に極めて多数の米国の制裁、輸出管理関連法令違反取引に従事していたことから、米当局がどのような対応をするのか当時注目されていた事件でした。

Fokker Services が米当局との司法取引の結果、2014年6月、合計2,100万ドルの実質的な罰金の支払いにより本件の解決を図る和解合意が成立しましたが、その後、米当局と Fokker Services は、米連邦地方裁判所ワシントン D.C. 地区の裁判官の承認を求めたところ、担当裁判官は、Fokker Services の悪質な違反に対して、刑事訴追を取り下げ

⁸³ <https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/107-about-bis/newsroom/press-releases/press-release-2014/688-dutch-company-agrees-to-pay-10-5-million-civil-penalty-to-settle-commerce-department-charges-involving-illegal-exports-and-reexports-to-iran-and-sudan>.

⁸⁴ なお、本和解は、米国司法省と米国財務省の外貨管理局が関与する、包括的な和解の一部としてなされた。

る内容を含む和解合意は、正義に叶うものではないとの立場をとり、和解合意に含まれていた刑事訴追猶予合意により刑事訴追を取り下げることが承認しませんでした。

これを受け、米当局は、検察当局が特定の案件を刑事訴追するか否かの判断は、検察当局の裁量で行うことが認められており、裁判所は、このような検察当局の判断に介入できる権限を有していないとの立場を主張し、連邦控訴裁判所に上訴しました。その結果、連邦控訴裁判所は、検察当局側の主張を認める判断を下しました。

本事件により、経済制裁や輸出管理関連法違反に対して、刑事訴追の適否を含め、いかなる罰則の適用をするのかにつき、行政当局が幅広い裁量権を持っていることが確認されました。本事件は、経済制裁や、輸出管理関連法令に違反したとして、米当局の捜査対象となり、刑事訴追等を受けることになり得る立場にある者が、米当局と誠意をもって司法取引を行うことの意義を示唆するものと言えます。

5. Aramex Emirates (アラブ首長国連邦の運送会社) による違反 (2014年5月20日)⁸⁵

(a) 基本的事実関係

本事件の基本的事実関係として、米当局は以下の旨公表しています。

- (1) 商務省産業安全保障局 (BIS) は、アラブ首長国連邦 (「UAE」) のドバイに拠点を置く運送会社である Aramex Emirates, LLC (「Aramex Emirates」) が、2010年12月および2011年2月に、UAE 国内の他の運送会社からの依頼を受け、米国原産のネットワークデバイスおよびソフトウェアを、UAE 経由でシリアに輸出または再輸出することを側面から支援した旨主張した。
- (2) 当該ネットワークデバイスおよびソフトウェアは、EAR の対象となる米国原産の品目であり、ウェブサイトの履歴を監視および制御するために利用されるものであることから、米国外の者が関与する取引であっても、米国の輸出管理法令に基づき、米当局よりしかるべき事前許可 (ライセンス) を得なければ、シリア向けの輸出、または、再輸出が禁止されている。

(b) 米当局の対応の経緯

- (1) 運送会社の Aramex Emirates では、社内教育の一環として、2009年10月20日、社内関係者に対し、米国産の品目はシリア向けに輸出、再輸出することは米国の制裁に反するため、米国産の品目のシリア向け輸送はしてはならない旨のメモを配布していた。
- (2) にもかかわらず、Aramex Emirates は、同社の社員が、他社からの依頼を受け、米国原産の品目のシリア向け輸出 (再輸出) のための輸送サービスを提供したことを示唆する情報に接したことから、米当局にかかる事実関係につき情報の開示を行い、米当局の捜査に協力したものと思われる。
- (3) この結果、Aramex Emirates は、米国の法令により禁止されている、(他社による) ネットワーク機器およびソフトウェアの UAE 経由シリア向け輸出および再輸出行為を支援した運送サービス提供行為につき、2014年5月20日、12万5,000ドルの民事上の課徴金の支払いを行う旨の和解合意書に署名した。
- (4) 今回の Aramex Emirates の BIS との和解合意は、UAE のドバイに拠点を置く Computerlinks FZCO が 2013年4月24日、280万ドルの民事上の課徴金を BIS に支払うことに合意することになった事案と関連する取引であった。

(c) 本事件の意義

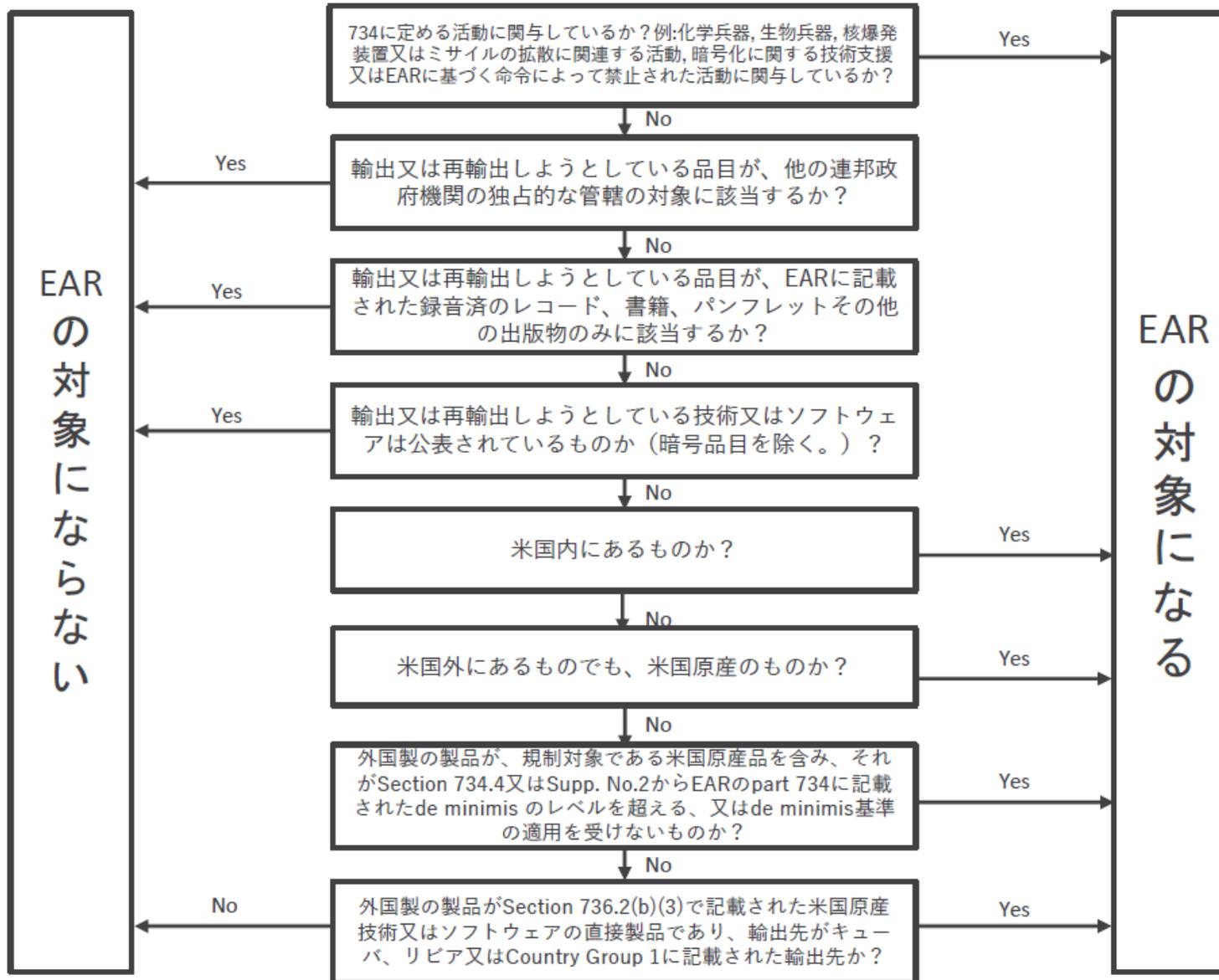
米国の輸出管理法令は、米国外の者が、米国原産品目等 EAR の対象となる品目を、米国の制裁対象国などに輸出または再輸出等行う者に対しても適用され、そのような取引が禁止されているにもかかわらず、事前の許可を得ずに実行した場合には、通常、取引の当事者となった者が違反者として、罰則等が適用されているのがほとんどです。

⁸⁵ <https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/107-about-bis/newsroom/press-releases/press-release-2014/683-u-a-e-freight-forwarder-agrees-to-pay-125-000-penalty-in-connection-with>.

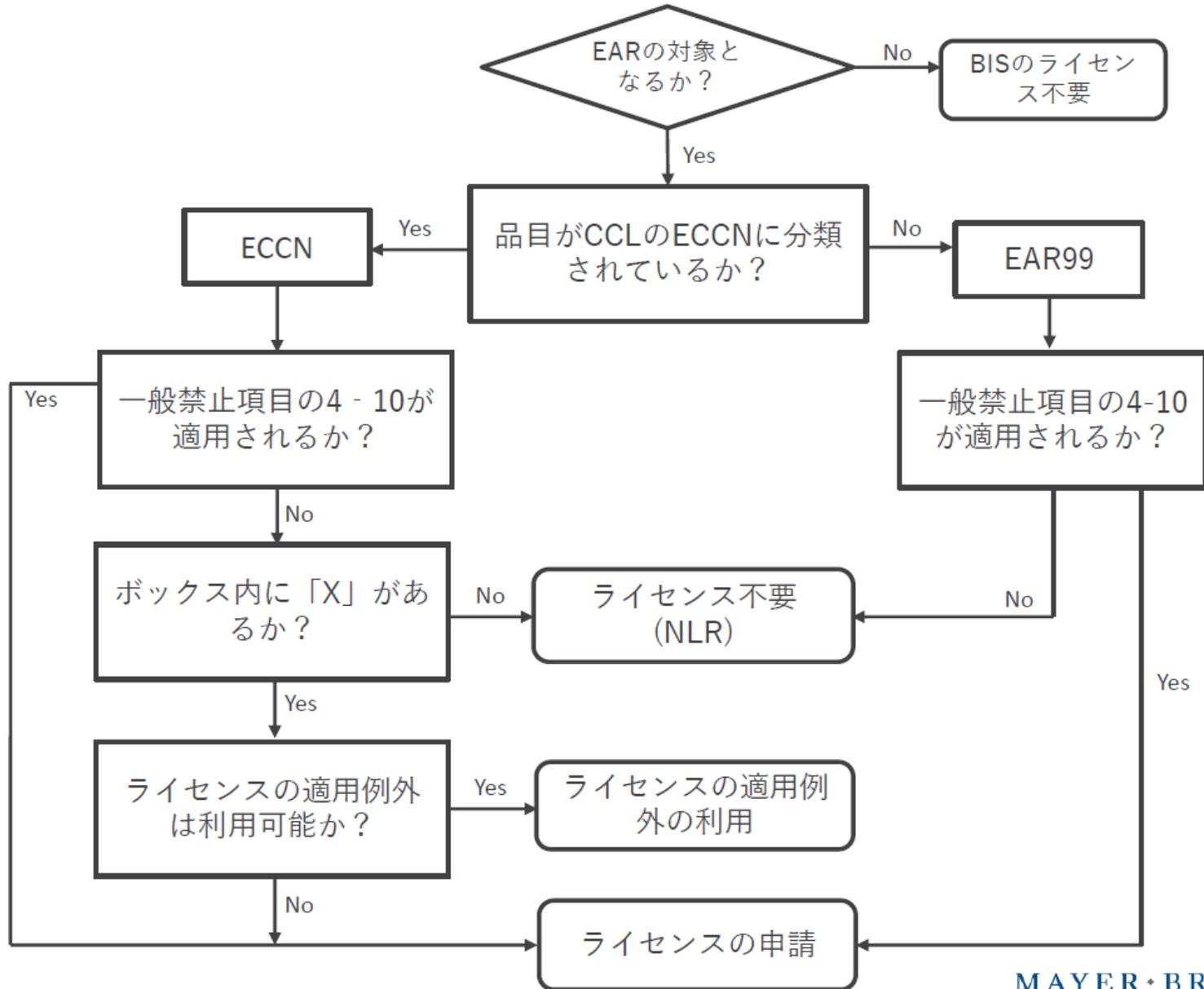
Aramex Emirates の事件は、違法な輸出、または再輸出取引の直接の当事者となった者のみならず、そのような違法な輸出者、再輸出者の取引を支援した、運送業者等の輸出関連サービスに従事している者についても、米当局は、輸出管理法令等に基づく法執行を行い、罰則を適用することを示そうとしたものと思われま

Aramex Emirates は、本件が発覚する以前から米国の輸出管理法令や制裁法令の遵守のために、社内教育を行っていたにもかかわらず、違反行為に関与する結果となったことから、本件は、米国の輸出管理法令や制裁法令順守のために、継続して充実した社内教育、訓練を実施するとともに、随時内部監査等を行うことの重要性を示唆しています。

EARの対象になるか?



ライセンス取得要否の判断手順(Export Control Decision Tree)



レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190012>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所
E-mail : rept@jetro.go.jp

海外調査部 米州課
TEL : 03-3582-5545
E-mail : ORB@jetro.go.jp